

対象となるかた

- ・平成25年2月現在、特別徴収となっているかた
- ↓平成25年2月の徴収額と同様になります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 仮徴収(4月・6月・8月の年金引き)が始まります



・年額18万円以上の年金を受給しているかたで、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えないかた

↓平成23年中の所得から暫定的に算定された仮徴収額となります。

平成25年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険料額を、10月以降(10月・12月・2月)に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に

変更することができます。取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と認印を持参のうえ、保険年金課または窓口センターへ「口座振替による支払い」を希望する旨の申し出をしてください。

引き続き年金からの天引きを希望されるかたは、手続きは不要です。

■お問合せ 保険年金課 岩井仮設庁舎

- ・国民健康保険 内線1732・1735
- ・後期高齢者医療 内線1733・1736

坂東市独自の制度 坂東市すこやか医療費支給制度

坂東市すこやか医療費支給制度は、小学6年生までのお子さんや妊産婦マル福受給者のかたが医療保険を使い診療等を受けた際に、一部負担金を助成する坂東市独自の制度です。

小学6年生までの お子さんの場合

マル福医療福祉費支給制度に該当しない9歳(小学3年生)までのお子さんと、小学4・5・6年生のお子さんが対象となります。

対象期間は、出生の日から小学6年生の3月31日までです(マル福医療福祉費助成制度

に該当し、マル福医療福祉費受給者証(ピンクのカード)をお持ちのかたは除きます。

妊産婦マル福受給者の場合

妊産婦マル福受給者がマル福適用外の疾病等で医療保険を使い診療等を受けた場合に対象となります。

対象期間は、交付申請をした月初めから出産(流産を含む)の翌月末日までです。

※定期健診や予防接種など保険診療以外(自費)の費用は対象なりません。

新4・5・6年生の すこやか医療費受給者証が新しくなります

4月1日から新4・5・6年生のすこやか医療費受給者証が新しくなります。3月中に新しい受給者証をお送りします。県内の医療機関等を受診される際は、受給者証と保険証を必ず医療機関の窓口提示してください。

■お問合せ

- 岩井仮設庁舎 保険年金課 内線1733・1736

『弾いてみたい・・・』をかなえたい!!

セイワ楽器 ヤマハ音楽教室

ヤマハ大人の音楽レッスン
ヤマハ英語教室

岩井センター 高橋医院隣
沓掛センター 筑波銀行隣・田中ビデオ店2階

♪春の入会受付中♪
無料体験・レッスン見学お問合せください

1歳クラスから大人クラスまで生徒募集中!

セイワ楽器(検索) 0120-02-7588 総合案内センターへ

地酒、本格焼酎の豊富な店 酒のクラモチ

本店 7:00~21:00
坂東市長須3685-3
Yショップ坂東長須店
0297-35-0427
[日曜定休]

川間店 10:00~20:00
野田市尾崎307
川間駅北口 駅前
04-7129-5570
[日曜定休]